

## 有害物質、指定物質、油一覧

※通称名で記載。化合物の正式名称は『水質汚濁防止法施行令』をご覧ください。

### 1. 有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）

1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふつ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

### 2. 指定物質（水質汚濁防止法施行令第3条の3）

1	ホルムアルデヒド	31	プロピザミド
2	ヒドラジン	32	クロロタロニル（TPN）
3	ヒドロキシルアミン	33	フェニトロチオン（MEP）
4	過酸化水素	34	イプロベンホス（IBP）
5	塩化水素	35	イソプロチオラン
6	水酸化ナトリウム	36	ダイアジノン
7	アクリロニトリル	37	イソキサチオン
8	水酸化カリウム	38	クロルニトロフエン（CNP）
9	アクリルアミド	39	クロルピリホス
10	アクリル酸	40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
11	次亜塩素酸ナトリウム	41	アラニカルブ
12	二硫化炭素	42	クロルデン
13	酢酸エチル	43	臭素
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(MTBE)	44	アルミニウム及びその化合物
15	硫酸	45	ニツケル及びその化合物
16	ホスゲン	46	モリブデン及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	47	アンチモン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	48	塩素酸及びその塩
19	塩化チオニル	49	臭素酸及びその塩
20	クロルホルム	50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
21	硫酸ジメチル	51	マンガン及びその化合物
22	クロルピクリン	52	鉄及びその化合物
23	ジクロルボス（DDVP）	53	銅及びその化合物
24	オキシデプロホス（ESP）	54	亜鉛及びその化合物
25	トルエン	55	フェノール類及びその塩類
26	エピクロロヒドリン	56	ヘキサメチレンテトラミン
27	スチレン	57	アニリン
28	キシレン	58	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
29	パラ-ジクロロベンゼン	59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
30	フェノブカルブ（BPMC）	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

### 3. 油（水質汚濁防止法施行令第3条の4）

原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油